

平成18年9月12日（火）

（午後1時1分 再開）

○議長（上田順康君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番12、13番 松浦君。

〔13番（松浦健次君）登壇〕

○13番（松浦健次君）私は、次の四つの点について質問いたします。

第1に母子生活支援施設、いわゆる母子寮わかくさの建設、建て替え計画に伴う多額の税金の無駄遣いについて、第2に福祉課職員の不祥事に絡む損害額について、第3にごみ分別とリサイクルの強化について、第4になれ合い政治と事なかれ主義、場当たり先送り政治を排除するための提案について、以上の四つにつき質問させていただきます。

まず第1に、母子生活支援施設わかくさの建て替え計画に伴う多額の税金の無駄遣いについて伺います。

わかくさは平成15年耐震上問題があることを主たる理由として建て替えが決定された。しかし、後日社団法人和歌山建築士協会の耐震診断判定委員会が、本件建物の耐震安全性は確保されているとの結論を出しました。ところが、組合議会は何の異論も出さずに従来の方針を推し進めた。しかし、危険だから建て替えるというのであれば、危険がない場合は建て替えを中止するのが普通の考え方だと思うが、何の異論も出さずに従来の方針どおり事を進めたことは理解できません。さらに、九度山の新町長が、安全性に問題がないので建て替えを中止して改修にしようとして提案して、すんなり通っている。これでは、それまでの作業は一体何だったのか。これで建て替えを前提として既に支払われた用地買収費

用6,500万円、建物設計費用1,680万円、ゲートボール場移転工事費600万円、合計8,780万円が無駄になった。どこの自治体も財政困窮の折から住民の負担が重くなっている中で、係るずさんな行為は到底市民の理解を得られるものではないと考える。事務組合の議員として出席している各自治体の首長や助役は、職務に対する責任を放棄していると言わざるを得ない。係る不手際で、市のこうむった損害額はいかがかを伺います。また、市当局はその損害をいかに処理するのかをお教えいただきたい。

第2に、福祉課職員の不祥事に絡む橋本市の損害額は、先日の答弁で1,695万円とされましたが、その補填は得られたのか。得られない場合はいかに処理するのか。

第3に、ごみ分別とリサイクルの強化について。発泡スチロールや廃プラの減容機械の導入を図り、ごみ処理経費の軽減とリサイクルの強化を実現することを提案します。

第4に、なれ合い政治と事なかれ主義、場当たり先送り政治を排除するために。これまで市当局が議会で答弁した内容が実現されたか否か適切に検証されず、言いつばなし、聞きつばなしとなることも少なくありませんでした。そのため、その場しのぎの言い逃れ、場当たりの無責任な答弁がなされる場合もあったと私は認識しております。係る弊害をなくするために、市当局が議会で答弁した内容が実現されたか否かを、1年後の議会開会の1週間前に報告することを提案します。

例えば、1年前の議会で市当局がやると答弁した事柄について実現できたか否か、実現できなかったとすればその理由は何か、合理的理由がないとすれば、その結果に対し、だ

れがどのような責任を負うのかを文書で議会に報告していただきたい。また、検討すると答弁した場合には、どのように検討して、どういう理由で現在どのような状態にあるのかを報告すべきであります。前向きに検討する、勉強するなど答弁した場合も同様であります。これにより、市当局と議会との間に緊張関係の上に立った信頼・協力関係が実現し、橋本市政は飛躍的に充実、活性化すると考える。木下市長は職員の意識改革を強調しておられるが、本気ならばこの私の提案をぜひとも受け入れていただきたい。極めて効果的だと思いますが、市長の評価はいかがでしょうか。

以上で第1回目の質問を終わります。

○議長（上田順康君）13番 松浦君の一般質問に対する答弁を求めます。

市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）松浦議員の質問にお答えをいたします。

母子生活支援施設でありますわかくさの改築計画につきましては、平成15年2月18日開催の組合議会で、議案終了後のその他として、前奥野管理者よりわかくさの施設建て替え提案があったと聞いております。その中で、耐震性に問題がある、また建築の壁や床にクラックが入り、このことにより雨もりなどによる部屋が劣悪な状態で、入居希望者が下見に訪れたとき、入居の申し込みをせず帰ってしまうなど、住みにくい状態であることを写真などで説明されたと聞いております。なお、同年5月に社団法人和歌山県建築士協会の耐震診断判定委員会が調査した結果、耐震性には支障がないと判定されているのはご指摘のとおりと聞いてございます。

しかしながら、わかくさの改築については、耐震性だけの問題でなく、施設の壁などのク

ラックによる雨もりやドアの開閉等の支障、共同ぶろによる入浴時間の制約、あるいは身体障害者入所希望もあって、バリアフリー化されていないことが支障となり、入所を断念せざるを得ないケースもあるなど、入所者にとって住みよい住環境とは言えない状況もあることから、私の就任以前の平成16年2月19日開催の組合議会で改築案が審議され、決定されたところであります。

その後、今年の九度山町長選挙により、岡本町長が就任され、本年5月31日に開催された全員協議会において管理者に就任し、管理者から耐震診断の結果から建て替えが再考となり、大規模修繕を視野に入れた検討がされました。そして、8月3日に臨時組合議会が開催され、建て替えから大規模修繕に、あわせて減額を伴う補正予算を2億8,350万円可決承認したものであります。

なお、用地費7,500万円と設計料1,680万円の支出につきましては、組合議会で審議し決定した事項でありますので、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。

次に、本会議での答弁したてんまつ報告の件でございますが、本件は昨年12月議会並びに本年6月議会の2回にわたりご質問がございました。その中でご答弁申し上げましたように、議会と市当局との間での議論のあり方については、これまで諸先輩が議論を積み上げ、一定のルールをつくり上げてきた経緯がございます。したがって、本市議会に対し、本年6月20日付で文書でもって松浦議員のご質問についてご検討を申し入れたところでございます。この申し入れに対し、7月7日付で本市議会議長名にて、一般質問の措置状況についての報告は求めないとの協議結果のご報告をいただきましたので、市当局といたしましてはその協議結果を尊重いたしたいと考えておりますので、よろしくお願

します。

なお、残余の件につきましては担当参与よりお答えをいたします。

○議長（上田順康君）助役。

〔助役（清原雅代君）登壇〕

○助役（清原雅代君）福祉課職員の不祥事に絡む橋本市の損害に関するご質問にお答えいたします。

生活保護費の被害額の詳細につきましては、12番議員のご質問にお答えしたとおりですが、押収書類の返還後精査を行った結果、市が損害をこうむった金額は1,695万7,242円となりました。9月1日付で損害額を支払うよう催告書を本人あてに送付いたしました。市に対して支払いがない場合は裁判所に訴えを提起し、損害賠償請求を行ってまいります。また、親族に対しましても、道義的立場から負担を求めていく文書を送付いたしております。

○議長（上田順康君）市民部長。

〔市民部長（宮岡清文君）登壇〕

○市民部長（宮岡清文君）松浦議員のご質問にお答えいたします。

ごみの分別とリサイクルの強化について、発泡スチロールや廃プラスチック類の減容圧縮機を導入してはどうかとのおただしでございますが、現在、旧の橋本地域におきましては、発泡スチロールや廃プラスチック類は埋立ごみとして収集し、彦谷最終処分場に直接搬入しております。今後ごみ処理は広域に移行するわけですが、広域ごみ処理では容器包装リサイクル法対象のプラスチック類は分別リサイクルする予定となっており、広域組合では減容圧縮機を設置することになっております。本市も広域移行に合わせて容リプラの分別収集をする予定でおります。

議員のご指摘は、広域移行までに設備を設置しリサイクルを強化してはということだと

と思いますが、本市で廃プラスチック類の分別収集を実施していない理由としましては、減容圧縮機の設置に数千万円の設備が要ることや地元の了解が必要なこと、新たな収集体制を構築する必要があることなどの問題点があります。同様に、発泡スチロールのリサイクルにつきましても、分別する人員の確保あるいは分別収集体制が必要となり、処理コストがかかります。

以上のことから、発泡スチロール及び廃プラスチック類については、広域ごみ処理移行までは現行の処理体制で行いたいと考えますので、よろしくご理解お願い申し上げます。

○議長（上田順康君）13番 松浦君、再質問ありますか。

13番 松浦君。

○13番（松浦健次君）まず、1番の母子生活支援施設8,000万円強の無駄遣いについて再質問させていただきます。

私は15年、16年、17年と会議録を読ませていただいたんですけども、会議録には全部「異議なし」「異議なし」、質問も提案も何もしない。ということは、議会としてのチェックあるいは提案機能というものが全く形骸化しており、そういう中ですべてを取り仕切られてきたのではないかと。そこに我々の代表として参加してくれていた首長あるいは助役が、言うべきことを言わないで、なれ合い、事なかれの最たるもので、自分のしがらみで動いて、市民の利益を軽視していたのではないかと。例えば、今の話で出てきたように、建て替えは必要だと。じゃ、必要でないと出てきたときに、必要でないならいろんな議論が起こってもよさそうなものなのに、すんなりとそのまま管理者の出している原案を全部通している。こういう実態の中から約9,000万円の無駄遣いがなされた。

例えば、参考のために、これは九度山の町

長さんが管理者だったんです。九度山の町議会では建て替えるために、危ないんだと、地震が来たら危ない、つぶれる、人命にかかわるから建て替えるとうそを言って九度山の議会を通して通しているんです。九度山の予算を。そういう人が管理者であり、それに何ら異議も唱えないでどんどん通ってきて、あげくの果てには8,000万円、9,000万円の無駄遣いをしたことになったんだと。ここに設計図がありますよ。これで1,680万円、全くの無駄遣いです。こういう一部事務組合の扱い、あるいは運営、これについて市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（上田順康君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）13番 松浦議員の再質問にお答えをしたいと思います。

私はわかくさの組合議会の議員ということで、年に2度か3度か出席させていただいたのは確かであります。古いことはちょっとわかりかねるわけではありますが、過去のことにはね、しかし建て替えるということは私もその後を聞いておったわけではありますが、場所もよくわかってございます。しかし、それぞれの弊害が、非常に老朽等々申し上げたんですが、共同的な浴場等も誠に遺憾であるということで建て替えせざるを得ないということは、それは私も承知いたしたところでありますが、その後におきまして、町長が交代されたということ、それが管理者になったわけがありますから、その後の考えとしましては、やはりちょっと奥まった場所であるので、できれば今そこで建て替えるよりも、各自治体とも非常に厳しい情勢にあるから、できるだけ建て替えずに修繕をしていく。そして廊下にユニットバスを入れていきたいんだというのが最初の話でございました。それはいかなものかなということで、議論は我々も、

組長ばかりですから、休憩中に相談は、いろいろ議論もしている。それは確かであります。それは、あなたの持っている資料は本会議の組合議会のところのものでありますからそれはそれとしまして、やはり管理者は、奥まった場所だから買い物一つでもタクシーを呼ばざるを得ない状態にある。そういうことも踏まえて、将来はやはり市街地のほうに、できれば高野口、橋本含めた新橋本市の利便性のいいところへ移すのがベターではないかなという議論がされました。私もかつらぎ、高野の組長の議員の皆さんも、それも一つの方法であろうという見解に達したのは事実であります。

そういうことから、その土地につきましても議論をさせていただきました。これはもう7,500万円という地代であります。このことにつきましては、やはりわかくさの関係の皆さん、そして近隣の皆さんの交流の場として、憩える場所として、施設は建てなくても十分それを生かして、グラウンド的なこと等、生かしていこうではないかと。将来は売却する方法も、それは当たり前のことではありますが、当面についてはわかくさ中心にそういう憩える場所づくりに有効に使っていただかないか、そういう私の私案で提案もさせていただいたのが事実でございます。

しかるに、この減額補正予算につきましては、2億8,350万円ですか、これにつきましてはそれぞれの案分に応じて市、町へ返還をさせていただきたいと、そういうことでございますので、一応わかっている範囲内で、議論した範囲内のことを申し上げて答弁とさせていただきます。

○議長（上田順康君）13番 松浦君。

○13番（松浦健次君）これは設計図ですけれども、設計図をつくったのは池の上を埋め立てた上で建ててあるから耐震性に問題がある

と言われて建て替えようと。建て替える一つの大きな要素です。その建て替えたところ、次にどこに建て替えるか。設計図ができてるのは池の中心、もっと危ないところに建て替えようと設計図ができております。これは当然本会議で議論すべきです。議論もしていない、全部「異議なし」「異議なし」ですよ。そういう状態で市民の税金が無駄に遣われていいのか。

そしたら、今建て替えを前提としていくら積み立てられたんですか。ちょっと教えていただけますか。

○議長（上田順康君）13番 松浦議員に申し上げます。一部事務組合の内部事務に関する質問は認められていませんので、ご了承願いたいと思います。市の負担金の額に関しては、実質的な質問はできないまでも、質問することはできます。その上で質問してください。

13番。

○13番（松浦健次君）私が今質問させてもらったのは、いくら積み立ててある、つまり建て替えを前提とした出資の額、それから今まで無駄遣いをした額を引いた、残っていますよね。それを目的が消滅したのだから橋本市は返還してくださいと、そういうふうに市長は言うべきだということを私は言おうと思っているんです。その質問がなぜ悪いんですか。

○議長（上田順康君）一部事務組合の内部事業に関する質問は認められておりません。

13番。

○13番（松浦健次君）前の質問もこうして遮られたんですけども、今回は予算に限って我々市民の代表は市税から投入された金額財産をどのように使われているかという検討はできるというお話だったんじゃないですか。それ以外の事務の分担についてどうのこうのということはいれなければ、予算の範囲内であつたらいけると、予算の審議、正当に

使われるかどうかといけるとい話は前回してくれました。それを私は出ていませんよ。

○議長（上田順康君）積立金についてですか。

暫時休憩いたします。

（午後1時29分 休憩）

（午後1時44分 再開）

○議長（上田順康君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番12、13番 松浦君。

○13番（松浦健次君）建て替えから改修に変わったその差額というか、こっちに返還してもらえるんですね、案分比例して。今そちらの話があるところによりますと、いくら返ってくるかというのは、まだ向こうの議会で決まっていないからわからないというお話でした。それはそれで理解します。わかりました。

それともう一つ、敷地を買って九度山の人の、ほかの人の便宜に供していると。しかし、その敷地の購入費というのは建て替えのためによろしいということでこちらで予算化し出したものでしょう。だから、敷地購入費流用ということはまずいと違いますかね。橋本の予算が建て替えのために出されたけれども、建て替えじゃなくて敷地を買ってほかに利用しているということはまずいと思いますが、その辺のことも含めて市長、これからいろいろ議会に出られますので、ご努力お願いします。要望です。市長にそういうことで適正な運営と予算の適正な使用をよろしく願います。

次、2番目にいきます。福祉課職員の不祥事に絡む、これについての答弁ですが、本人に催告している、また道義的にも親戚の方にも催告しているという話ですが、普通は保証

人とかいうのがついていると思うんですけども、橋本市役所の職員には入庁、就職のときに身元保証人というのはつけないんですか。

○議長（上田順康君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）旧の市については保証人制度がございます。それと旧町についてはございませんでした。新市については現在は保証人制度というんですか、条例、要綱については策定してございません。それにつきましては、他市の状況なんかを見た中で、個人尊重主義ということで、最近では保証人を求めない方向の自治体が多いという中で、合併のときに新市においては保証人制度を設けないような形になってございます。

以上でございます。

○議長（上田順康君）13番 松浦君。

○13番（松浦健次君）私企業では、一般には身元保証というのを付けて、その人が何か不祥事を起こして損害を加えたときには、連帯保証人となった身元保証人が填補すると。私が考えますのに、それによって本人も、私が悪いことをしたら周りのあの人らに迷惑をかけるなど、だから抑止力にもなるという観点からそういうことは必要ではないですかね。人権保障の観点、何の関係もないです。橋本市民の財産を守るために、保証人制度というのを復活できないんですか。

○議長（上田順康君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）復活するのはできないことはございません。ただ、新市に移行するときに、人権じゃなしに個人主義というんですか、個人尊重主義、いわゆる保証人になってもらう方がおらないということはないと思いますが、おらないような状況であっても同じように採用していくというような考え方が、他市の、県下におきましてもそういうことで保証人制度をとっていない、とらないようになっている市町村が多くなってござい

ます。それと、大阪府下においても衛星都市関係はほとんどとっていないというような状況でございましたので、今回新市になった中で保証人制度は廃止していったというような経緯がございます。

○議長（上田順康君）13番 松浦君。

○13番（松浦健次君）あの人がどうの、この人がどうの、国がどうの県がどうのと、いろいろ言い逃れしますけれども、自分に当てはめて考えて、今、私は橋本市議会議員としての頭で考えたら、こういう不祥事があつたときにちゃんと損害を填補する制度をつくるべきだと、保証しておくべきだと、私はそう思います。保証人がいないと、そういう人がおればまた特別の手段を講じたらいいんで、その人、ごくまれな場合を中心に考え、全体をおかしくするというのは、それこそ不合理だと思います。これは私の意見です。

次3番、ごみ分別とリサイクルの強化についてと。広域のごみ処理場ができるのに合わせてつくるといってお話ですが、そして採算が合わないということですが、私のお願いが拒否された理由は、例えば発泡スチロールというのは減容前に240 m^3 あるのが、減容後2.64 m^3 と。これだけ小さくなるんです。減容機、機械は200万円。そしたら、今埋め立てているんですけども、埋め立てのコスト、これはいくらぐらい、1 m^3 当たりいくらぐらいかかっているんですかね。

○議長（上田順康君）市民部長。

○市民部長（宮岡清文君）発泡スチロールにつきましては、橋本地域のごみにつきましては彦谷の最終処分場で処分をしております。埋立ごみとして処理をしております。したがって、その発泡スチロールも含んだ形の中で埋立ごみの一部として埋め立てをしておりますので、その部分につきましてはどのぐらいの立方単価ということにつきましては算

出をしてごさいませんので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（上田順康君）13番 松浦君。

○13番（松浦健次君）私のお伺いしているのは、彦谷の処分場1㎡当たりのコストというのはいくらぐらいかかるんですかと。全部の投資金額からいくら容積かと。その1㎡出せますやろ。全然そういうのしないで大ざっぱにやっていたんですか。コスト、コストと言われるんだったら、そういうこともきちんとやった上で、これはコスト的に合わない、だからやらないというのならわかりますけれども、240㎡が2.6㎡になると。そういうことで、200万の設備でそれだけになると。これから何年間かそれをできれば処分場のコストから考えて安いんじゃないかという話を私はしているわけです。

○議長（上田順康君）市民部長。

○市民部長（宮岡清文君）発泡スチロールの、たとえばかつらぎ町の場合ですけれども、発泡スチロールを確かに減容して売却しているということで話を聞いております。ただ、橋本市の場合は当然埋立処理として、私が先ほども言いましたように、埋立ごみの中に発泡スチロールも含めて処理をしております。したがって、発泡スチロール等の最終処分場の処理の費用につきましては、現在算出をしておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（上田順康君）13番 松浦君。

○13番（松浦健次君）私の言うことをわざとずらしておられるのか、理解してもらっていないのかちょっとわからんですけれども、私はそういうことを聞いておりません。処分場の1㎡当たりのコストはいくらかと。出していないのなら出していないで結構です。そういうふうなあやふやなごみ行政をされていたということで理解できましたので。

4番に移らせてもらいます。なれ合い政治と事なかれ主義、場当たり先送り政治、これは私、しつこく3回目なんです。普通は3回もしないんですけれども、いろんな市民の方と、私はこれをこう思うんですけれどもどうでしょうかと言うたら、松浦さん、それはあんたの言うとおりと。その場しのぎの一時答弁、そういう無責任な答弁を逃さないためにもがちり枠をはめて、言ったことに責任をとらせる、それは当然じゃないかと。議員にとっても、議員の主張が通りやすいような、あるいは批判、提案が通りやすいような状況をつくらうという松浦の提案に対して、それは必要ないという議員というのはおかしいんじゃないかと、市民の方、私が聞いた人は皆そない言いますわ。だからこれ、3回目やらせてもらっているんですけれども、きのう、今日と会議を見てみても、前に答弁したと、それに何らの反論もないと。どうなっているんだというような質問、いくつかありましたが、そういうことをなくするためにも、やはりこれはぜひとも実現していただきたい。論より証拠とありますけれども意識改革、市民の意識改革、役所の諸君の意識改革、それを言うのも結構ですけれども、これをやってもらったらびしっと背筋伸ばして答弁して実現してくれますよ。市長、いかがですか。

○議長（上田順康君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）再々質問にお答えをしたいと思います。

ただ今のご質問の一般質問等についての答弁でのてんまつということの質問であります。このことは先ほど申し上げたとおりでありますので、ご質問は議長のほうへ質問していただきたいと思います。

○議長（上田順康君）13番 松浦君。

○13番（松浦健次君）これは、するかしない

かは、僕は市長は議会に遠慮し過ぎていると思う。議会が不利益をこうむる、あるいは義務を負わせる、議会に負担を負わせる、議員に負担を負わせるんだったら、いろいろ議会の顔色も見てくれたら結構ですけども、これは市長が、これをやるんだと一言言ってくれば、市議会と市当局との協力の、あるいは信頼関係が打ち立てられて、市政が活性化する。そう思いませんか。意識改革、こういうところからも非常に効果があると思うんですけどね。効果ありませんか。

○議長（上田順康君）松浦議員に申し上げます。市長のほうから議会のほうへそういう要請がございました。そして議会運営委員会にお諮りいたしまして、慎重に協議をいたしました。その結果は、自分が言ったことは自分が責任を持ってその担当課へ言って聞いたらええんと違うかという、こういう結論になりましたので、市長からは確かに議会のほうへこういう要請が上がってきておりましたので、ご理解願いたいと思います。

13番 松浦君。

○13番（松浦健次君）私も質問するときに、事務局の方にもこれを尊重してくれと、議会の立場というのはこういう形で市長に報告しているんだと。僕も遠慮しろと言われたんですけども、議会だって間違ふことはあるんじゃないかと。市民の方から聞いたら、松浦さん頭おかしいとだれも言わへん、そのとおりのやと。市は怠慢でしっかり監視しとらなあかんと。今、議長さんが言うてくれたから議長にも話ししている。だから、私はそれでもお願いしているんですよ。

（「議長に質問というのはおかしいんですよ」と呼ぶ者あり）

○議長（上田順康君）13番。

○13番（松浦健次君）議長が私に問いかけてくれたから、私もそれについてはこう思いま

すと言ったんです。それでいいんじゃないですか。

（「説明したんや説明、問いかけたん違ふで」と呼ぶ者あり）

○13番（松浦健次君）説明だから説明に対して私が感想を言った。

（発言する者あり）

○議長（上田順康君）これをもって、13番 松浦君の一般質問は終わりました。